

ゆずりは作業所は、

障害者総合支援法による「就労継続支援 B 型事業所」です。

◎就労継続支援 B 型とは

就労を支援するサービスの1タイプ。B型は雇用契約に基づかず、
工賃※が支払われる形式。障がいや難病があるため一般企業等で働くことが難しい方に対して、仕事や人と関わることを通じてよりよい生活や生きがいにつながるような機会を提供するサービスです。

※**工賃**：大阪府の平均月額額は約1万円です。

例えば以下のような方々が対象です

- 70歳男性、要支援2、脳出血で倒れるもリハビリ病院でかなり回復、マヒもよくなり、杖歩行で歩ける。デイサービスには通いたくない。しかし、自宅で閉じこもりがち。身障手帳あり。
- 45歳男性、高次脳機能障害、記憶障害あり。自宅内では問題なく過ごせるが、勤務は難しいと言われた。社会的に居場所がない状態。
- 58歳女性、要支援2、若年性認知症。道に迷ったり、金銭管理が難しくなったがADL（着替えやトイレなど）は自立。地域の中で役割を見出したい。
- 60歳女性、パーキンソン病、要介護1。お手伝い好きで、介護される側ではなく、何か役に立つことをしたい。少しでも収入を得たい。
- 38歳、男性。統合失調症。一人暮らしなので、人と関わる機会が少ない。夜しっかり寝て、朝起き、日中は作業をするといった生活リズムをつけたい、障害年金だけだと不安なので、収入を増やしたい。
- 50歳女性、知的障害、療育手帳所持。以前パート勤務していたがやめてしまった。楽しく過ごせマイペースで働ける場所を探している。

アクセスマップ



- 公共交通機関ご利用のみなさまへ
「桃山台」駅から徒歩約15分 または、
阪急バス「熊野町東」バス停より徒歩約2分
(阪急豊中駅からのバスでも通えます、約15分)

ゆずりは作業所

〒561-0861

豊中市東泉丘1丁目5番1号

千里泉ヶ丘スカイハイツ106

TEL06-6151-2807

FAX 06-6151-2808

<http://ゆずりは作業所.com>

shigotonakama@yahoo.co.jp

ゆずりは作業所

就労継続支援 B 型事業所



ゆずりあい、マイペースでりはびり

NPO 法人 しごとなかま

利用対象者

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をおもちの方。
- 難病（診断書又は特定疾患医療受給者証等が必要）のある方。
- 手帳はないが精神疾患や高次脳機能障害、発達障害があり通院している方。
（手帳をおもちでない方はご相談下さい）
- 介護保険サービスにはない就労支援というサービス形態ですので、介護保険優先の原則が適用されず、例えばデイサービスとの併用もできます。
- 原則、年齢制限はありません。

サービス利用方法

市役所の障害福祉課での手続きが必要になります。

（受給者証が必要です）

受給者証をおもちでない方は各市の障害福祉課に申請します。訪問調査にて本人やご家族と面談を行い、後日、受給者証が交付されます。

ゆずりは作業所では見学、体験利用等を経て、サービス利用契約を結びます。



「ゆずりは作業所」での作業・仕事

- ☆ 月曜～金曜 10時～15時
- ☆ 通う日数は週に1～5日
- ☆ 作業・仕事は、野菜や自然食品の販売、配達、ポストイン、紙袋・封筒づくり、革細工、掃除、料理、農作業など
通所される方の希望や能力、状態に合わせて作業、仕事を組み合わせます。
- ☆ 送迎サービスは必要に応じて行います。



利用料

1回の通所につき、1割負担で約700円必要です。ただし、世帯（ご夫妻まで）収入が年間約300万円未満であれば自己負担はありません。300～600万円以上で上限月額9,300円、600万円以上だと37,200円が上限となります。

詳細は、受給者証申請時に市役所で確認できます。



「ゆずりは作業所」の特徴

開設者は作業療法士です。機能訓練のなりハビリを終了した方、または併用して応用的なりハビリ、精神のおよび社会的なりハビリの必要な方々に対応します。身体障害はもちろん精神障害や高次脳機能障害、知的障害、発達障害に対するリハビリ臨床経験をもったスタッフです。利用者様のさまざまな障害やニーズに合った作業とお仕事を提供します。